

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年4月17日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区本庁舎等整備基本設計業務委託

(2) 目的

世田谷区役所本庁舎及び世田谷区民会館は、建築後50年以上を経過し、災害対策や区民サービス、環境性能など様々な機能を向上させる必要があり、区では本庁舎等の整備に向けた検討を重ねてきた。特に、平成28年4月以降は、区民と学識経験者20名からなる「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会」において幅広い議論を行うとともに、この議論を踏まえて策定した基本構想(素案)に対する、区議会での広範な議論、パブリックコメントとして寄せられた千件近い区民意見を踏まえ、平成28年12月に「世田谷区本庁舎等整備基本構想」(以下「基本構想」という)を策定したところである。

本基本設計業務の委託にあたっては、基本構想に定められた区の要求を的確に咀嚼し、区が求める規模、庁舎機能等を適切に設計に反映するとともに、それらを確実に実現する技術力と総合的な調整力を有する、区民及び区にとって最適な設計者を選定することから、区独自の公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務内容

本業務は、基本構想に基づき、世田谷区役所本庁舎、総合支所、議場、区民会館、広場、駐車場等を含む整備に伴う施設の基本設計業務を行うものとし、調査業務を行った上で、基本設計図書等を作成する。

(4) 履行期間

契約日から平成31年3月29日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、以下の項目に該当する単体企業又は設計共同企業体(以下「JV」という)とする。

(1) 応募者は単体企業として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。

公告日から参加表明書の提出まで、世田谷区指名停止基準による指名停止を受けていないこと。

経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。

東京電子自治体共同運営電子調達サービスの共同運営格付（ ）において、建築設計格付（順位）が、平成29年4月1日または平成29年5月1日時点で、1位から100位以内であること

（2）応募者はJVとして本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

代表構成員は（1） から をすべて満たすこと。

代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

すべての構成員が（1） から をすべて満たすこと。

すべての構成員は本説明書「5 配置技術者」で参加資格として求めるいずれかの配置技術者が所属する企業であること。

単体企業として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案書の提出までに代表構成員としてJVを組成し、別途定める共同企業体協定書を提出し応募することは認める。

設計共同企業体として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案書の提出までにJVの構成員を新たに追加し、別途定める共同企業体協定書を提出し応募することは認める。

（3）参加における制限

応募者からの応募は1点のみとする。

応募者は、連名による応募はできない。

応募者が単体企業である場合、他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。

応募者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。

応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の単体企業、及びJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。

応募者が業務を再委託する協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは妨げない。

（2）の で追加された構成員が上記 ～ を満足しない場合は、該当する構成員が所属する全てのJVは失格となる。

上記 ～ の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

次に該当する者が所属する企業及びJVの構成員（代表構成員を含む）とするJVは参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募することはできない。

- ・ 審査委員会委員及びその親族（二親等以内）
- ・ 審査委員会委員及びその親族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者
- ・ 審査委員会委員が大学に所属する場合において、その審査委員会委員の研究室に現に所属する者
- ・ 世田谷区役所の組織に所属する者
- ・ 設計業者選定支援業務受託者と資本面もしくは人事面において関係がある者

（４）工事入札における制限

本設計業務を受注した設計事業者（JVにおけるすべての構成員、協力事務所も含む）及び当該設計事業者と資本・人事面等において関連があると認められた企業は、本整備事業に係る工事の入札に参加及び当該工事を請け負うことができない。

3 配置技術者

（１）応募者は次に定める資格、実績を有する技術者を各１名ずつ配置すること。

なお、～ の配置技術者の兼務は認めない。但し が を兼務することは認める。

管理技術者

一級建築士の資格を有し、国内の地方公共団体における延床面積8,000㎡以上の庁舎施設 1の新築又は改築（改修設計業務の場合は、新築部分の延床面積が8,000㎡以上であること）の設計業務（基本設計又は実施設計業務）に管理技術者、建築総合主任技術者として携わった実績を有する管理技術者を配置すること。

管理技術者は応募者の組織（単体企業の場合はその単体企業、JVの場合は代表構成員の企業）に所属していること。

建築総合主任技術者

一級建築士の資格を有し、国内の地方公共団体における延床面積8,000㎡以上の庁舎施設 1の新築又は改築（改修設計業務の場合は、新築部分の延床面積が8,000㎡以上であること）の設計業務（基本設計又は実施設計業務）に管理技術者、建築総合主任技術者として携わった実績を有する建築総合主任技術者を配置すること。

建築総合主任技術者は応募者の組織（単体企業の場合はその単体企業、JVの場合は代表構成員又は構成員の企業）に所属していること。

上記 もしくは のいずれかは、延床面積8,000㎡以上の免震構造建築物における新築又は改築もしくは免震改修の設計業務（基本設計又は実施設計業務）に管理技術者、建築総合主任技術者として携わった実績を有すること。

構造担当主任技術者

構造設計一級建築士の資格を有し、延床面積8,000㎡以上の免震構造建築物における、新築又は改築もしくは免震改修の設計業務（基本設計又は実施設計業務）に携

わった実績を有する構造担当主任技術者を配置すること。

電気設備担当主任技術者

設備設計一級建築士もしくは建築設備士の資格を有する電気設備担当主任技術者を配置すること。

機械設備担当主任技術者

設備設計一級建築士もしくは建築設備士の資格を有する機械設備担当主任技術者を配置すること。

上記 もしくは のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

ホール担当主任技術者

客席数 500 席以上のホール 2 の設計業務に携わった実績を有するホール担当主任技術者を配置すること。

音響担当主任技術者

客席数 500 席以上のホール 2 の設計業務に携わった実績を有する音響担当主任技術者を配置すること。

ランドスケープ担当主任技術者

RLA（登録ランドスケープアーキテクト）、RCCM（造園）、技術士（造園部門）、一級建築士のいずれかの資格を有し、建物と一体に整備された広場の計画もしくは設計、又はランドスケープの計画もしくは設計に携わった実績を有するランドスケープ担当主任技術者を配置すること。

コスト担当主任技術者

コスト管理士、建築積算士、一級建築士のいずれかの資格を有するコスト担当主任技術者を配置すること。

その他

配置技術者について、新たな分担業務分野を追加する場合は、様式 10、様式 11-10 に記載し、追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び追加する理由を記入すること。ただし、追加する技術者の実績は、一次審査の評価の対象としない。

- 1 本項における庁舎施設とは、平成 21 年国土交通省告示第十五号別添二に掲げる建築物の類型第四号の用途等第 2 類にある庁舎とし、行政事務所庁舎、議場の機能を有するものとする。
- 2 本項におけるホールとは、平成 21 年国土交通省告示第十五号別添二に掲げる建築物の類型第七～九号および十二号に該当する建築物に含まれるホールとする。
- 3 各配置技術者の担当業務範囲は、平成 21 年国土交通省告示第十五号別添一第 1 項第一号及び第二号（以下「告示十五号」という）において示される下記の範囲とし、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う技術者とする。

建築総合主任技術者：告示十五号「設計の種類」における「総合」

構造担当主任技術者：告示十五号「設計の種類」における「構造」

電気設備担当主任技術者：告示十五号「設計の種類」における「設備」のう

ち、「電気設備」に関するもの。

機械設備担当主任技術者：告示十五号「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空気調和設備」及び「昇降機等」に関するもの。

(2) 協力事務所（業務の再委託先）について

本業務に関する専門分野（管理技術者、建築総合主任技術者が担う業務を除く）について、協力事務所を加えることを可能とする。

協力事務所は、2 参加資格（1） から を満たすこと。

4 審査の進め方

世田谷区本庁舎等設計者審査委員会（以下「審査委員会」という）において、提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査する。

(1) 一次審査

参加資格の確認をした上で、一次提案書について審査委員会委員が配点に基づき採点を行う。また、各応募者の実績については事務局にて採点を行い、点数を合算し、評価点合計上位5者程度を一次審査通過者として選定する。

一次審査終了後、速やかに審査結果を一次提案書の提出者全員に通知する。二次審査の対象とした応募者には、二次提案書の提出期限及び公開プレゼンテーション・ヒアリング日程等をあわせて通知する。

(2) 二次審査

一次審査を通過した5者程度から提出された二次提案書及び公開プレゼンテーション、ヒアリングを審査委員会にて審査し、最優秀者、次点者、それぞれ1者の選定を行い、優先交渉権の順位付けを行う。

(3) 審査委員会

審査は下記の7名の審査委員により構成される審査委員会が行う。

	分野	氏名	所属・役職
委員長	建築	ふかお せいいち 深尾 誠一	首都大学東京 名誉教授
副委員長	行政関係	あおやま やすし 青山 侖	明治大学公共政策大学院 教授
委員	建築環境	いわむら かずお 岩村 和夫	東京都市大学 名誉教授
委員	ホール計画	かつまた ひであき 勝又 英明	東京都市大学工学部建築学科 教授
委員	都市計画	てくち あつし 出口 敦	東京大学 教授
委員	ランドスケープ・環境	みのも としたろう 蓑茂 壽太郎	東京農業大学 名誉教授

委員	防災	めぐろ きみろう 目黒 公郎	東京大学 教授
----	----	-------------------	---------

5 手続等

(1) 事務局

世田谷区庁舎整備担当部庁舎整備担当課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

世田谷区役所第一庁舎 3 階

電話：03-5432-2088 FAX：03-5432-3000

電子メールアドレス SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成 29 年 4 月 17 日（月）から平成 29 年 5 月 9 日（火）まで

場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/730/d00152465.html>

イ 上記（1）にて窓口配布（土日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(3) 参加表明書提出期間、提出先及び方法

提出期間

平成 29 年 4 月 17 日（火）から平成 29 年 5 月 9 日（火）まで

受付時間は土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（締切日は午後 3 時まで）

提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送（締切日必着）

郵送は、特定記録郵便又は書留郵便に限る。また、到着について必ず本件事務局へ電話で確認すること。

(4) 一次審査に係る提案書等の提出期間、提出先及び方法

提出期間

平成 29 年 5 月 16 日（火）から平成 29 年 6 月 6 日（火）まで

受付時間は土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（締切日は正午まで）

提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送（締切日必着）

郵送は、特定記録郵便又は書留郵便に限る。また、到着について必ず本件事務局へ電話で確認すること。

(5) 二次審査に係る提案書等の提出期間、場所及び方法

提出期間

平成 29 年 6 月 26 日（月）から平成 29 年 8 月 18 日（金）まで

受付時間は土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（締切日は正午まで）

提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送（締切日必着）

郵送は、特定記録郵便又は書留郵便に限る。また、到着について必ず本件事務局へ電話で確認すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有
 - ・世田谷区本庁舎等整備実施設計業務委託（仮称）
 - ・世田谷区本庁舎等整備工事監理業務委託（仮称）ただし、当該事業の予算配当を条件とし、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。また、当該業務の委託契約の相手方がJVとなった場合は、工事監理業務委託については当該JVの代表構成員との契約となる場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：下記の「本件に関する問い合わせ先」のとおり
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。

《本件に関する問い合わせ先》

世田谷区庁舎整備担当部庁舎整備担当課 担当 横川、小林

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第1庁舎3階）

電話 03-5432-2088

FAX 03-5432-3000

E-mail SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp